

戦没者遺骨収集帰還事業を推進するための法律の制定を求める意見書

今日の我が国の平和と繁栄は、さきの大戦において戦没した先人たちのとうとい犠牲の上に成り立っている。

海外で戦没された同胞は、約240万人にも及び、我が千葉市においても、約3,000人が異国の地で戦没されており、今なお、多くの遺骨が祖国の地を踏むことなく眠っている。

国においては、これまで、戦没者遺骨収集帰還事業を行っているが、その内容は、十分であるとは言いがたく、全ての遺骨を祖国に戻すことは、国として当然の責務である。

戦没者遺骨収集帰還事業は、戦争という時代に翻弄された遺族のもとに家族を取り戻すという人道的事業であり、遺族の高齢化が進む中で、急至を要する事業である。

また、この戦争の惨禍を未来に伝承し、過去の現実と平和の大切さを訴える事業でもある。

よって、本市議会は国に対し、戦没者遺骨収集帰還事業をより一層推進するための法律を制定し、必要な措置を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月17日

千葉市議会

〔送付先〕 内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長